

令和3年度国民健康保険税に関するお知らせ

国民健康保険税（国保税）は、国保の主な財源の一つです。国保税がきちんと納付されることにより、すべての人が安心して医療を受けることが出来ます。第1期分の納税通知書はすでに**世帯主宛**に発送されています（世帯主には国保税を納める義務が定められています）。

今年度の国保税の税率などは、下表のとおりです。

課税項目		税率等		
		医療保険分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	介護保険分 (40歳～64歳)
所得割	世帯内の国保加入者の前年度所得で計算	6.96%	2.57%	3.23%
均等割	世帯内の国保加入者数で計算	25,747円	9,322円	14,883円
平等割	1世帯ごとに計算	18,104円	6,555円	7,430円
限度額	項目ごとの合計の上限	630,000円	190,000円	170,000円

※40歳～64歳の方の国保税には、医療保険分、後期高齢者支援金分に合わせて介護保険分が含まれています。また、65歳以上の方の介護保険分は、国保税とは別に納めるようになっています。

国保税の納入方法（国保税は年間の保険税を全8回に分けて納入します）

【納税組合へ加入している方】⇒ 加入している納税組合へ納めてください。

【納税組合に加入していない方】⇒ ①町内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）で納めてください。
⇒ ②“口座振替”がおすすめです。口座振替の手続きは、町内の金融機関の窓口にて受け付けています。

※持参品：「納税通知書」「通帳」「通帳の届出印」



第1期分
引き落とし

・ゆうちょ銀行 7月26日(月)

・その他金融機関 8月2日(月)

※前日までに残高の確認をお願いします。

※特別な事情で納付が困難な場合は分割納付などが認められる場合もありますので、国民健康保険担当窓口(町役場本庁舎1階)までご相談ください。

国保税を滞納すると…未納期間に応じて次のような措置がとられます。

- I（納期限を過ぎる）：督促が行われ、延滞金などが徴収される場合があります。限度額証の発行が出来なくなります。
- II（納期限を過ぎてから1年未満）：保険証の有効期限が短くなりその都度手続きが必要になります。
- III（納期限を過ぎてから1年半未満）：保険証を回収し、資格証明書を発行します（医療費などが一旦全額自己負担になります）。
- IV（納期限を過ぎてから1年半以上）：国保の給付の一部、もしくは全てが差し止めになります。

国保税を納めることは、自分が大きな病気やケガをした時のためであり、またすべての人の安心にもつながります。国保税はきちんと納期限内に納めましょう！

7月は国保税の第1期分の納期です。忘れずに納入をお願いします！

国民健康保険に加入されている皆さまへ ～特定健診を積極的に受診しましょう!～

国民健康保険に加入している多くの方が特定健診を受診することで、病気の早期発見と医療費の抑制につながります。国民健康保険に加入されている方の医療費は、加入者皆さまの国保税などで支払われていますので、医療費の抑制は国保税が安くなることにつながります!

健診を受ける方法は、町健康管理センターでの集団健診と医療機関で受診する個別健診があります。

個別健診が可能な医療機関は次のとおりです。

医療機関名	受診方法	電話番号	受診の際に必要なもの
会津医療センター	電話予約（午前9時～午後4時） （1日5名） ※「会津坂下町の健診予約」と伝えてください	☎75-2100	事前に会津坂下町から送付される ・総合健診の受診録 ・特定健診の受診券 ・国民健康保険の保険証 が必要です。 お持ちでない方は下記までご連絡ください。
竹田総合病院 健診センター (健診時間は 午後のみ)	電話予約（午前9時～午後4時） （1日5～10名） 予約後ハガキが送付されます	☎0120-274-233	
会津中央病院 健診センター	電話予約（午後1時～4時） （1日5名前後） 毎月1日～24日の間のみ受診可能	☎25-2082 ☎24-6881	
会津西病院	電話予約（午後2時～4時）	☎56-2233	
坂下厚生 総合病院	予約なし（毎週月・水・木の午前8時～ 8時30分に受付窓口で「特定健診受診」 と伝えてください）	（問い合わせのみ） ☎83-3511	

詳細は各医療機関によって異なりますので、受診予定の医療機関に直接お問い合わせください。

【町内の個人医院に通院されている方へ】

町内のかかりつけ医に通院し、特定健診と同等の検査を受けている方は、医療機関での結果を特定健診の受診に替えられます。通院日に ①特定健診受診券 ②保険証 ③検査結果提出依頼書兼検査結果記入用紙の3つを持参し、かかりつけ医にご相談ください。

《対象の医療機関》

- ・医療法人あかぎ内科消化器科医院 ・医療法人荒井医院 ・医療法人平野医院
- ・医療法人清扶会星医院 ・医療法人寿松堂渡辺医院

【日帰り人間ドックの受診者を募集しています!】

会津坂下町国民健康保険では被保険者を対象に日帰り人間ドック受診の助成を行っています。9月以降の予定日において、定員に若干の余裕があります。受診を希望される方は下記問い合わせまでご連絡ください。（人間ドックと特定健診はどちらか一方のみの受診となります）

高額介護サービス費などの上限額が一部変わります

高額介護サービス費の利用者負担段階区分のうち、「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

令和3年8月利用分から「現役並み所得者」の区分について、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になったときに支給される「高額介護サービス費」の上限額が変わります。

▼利用者負担の上限（1か月）

●令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 （同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人が出て、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人）	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税など	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円



●令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収約770万円以上 約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収約383万円以上 約770万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税など	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ 8月1日から、保険証が新しくなります！

現在お使いの保険証は、令和3年7月31日(土)までの有効期限となっています。

7月下旬に新しい保険証（オレンジ色）を郵送しますので、8月1日(日)からは新しい保険証をご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限	令和4年7月31日	
交付年月日	令和3年8月1日	
被保険者番号	01234567	
被 保 険 者	住所	会津坂下町〇〇1-1
	氏名	男
	生年月日	昭和××年〇月△日
資格取得年月日	平成☆☆年〇月△日	
発効期日	令和☆☆年〇月△日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号 並びに保険者 の名称及び印	39074216 福島県後期高齢者医療広域連合	

有効期限は
令和4年7月31日(土)まで

用紙の色は
ピンク ⇒ オレンジ
に変わります

医療機関の窓口での
負担割合です。
ご確認ください



■ 限度額適用・標準負担額減額認定証の発行について

同一世帯の全員が住民税非課税の方は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

この認定証を医療機関に提出すると、医療費における自己負担額の上限が区分に応じて下がるほか、入院中の食事代も右記のように減額されます。

認定証の提示が無いと減額対象とならず一般扱いとして請求されるので、入院する際は後期高齢者医療制度担当窓口（町役場本庁舎1階）で申請してください。

※申請の際は身分証をお持ちください。

世帯区分		食事代 (1食あたり)
一般（下記以外の方）		460円
低所得者Ⅱ (※1)	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(※3)	160円
低所得者Ⅰ(※2)		100円

- ※1 世帯の全員が住民税非課税の方
- ※2 世帯の全員が住民税非課税で、かつ公的年金収入80万円以下などの方
- ※3 減額認定証の交付を受けてから12か月以内に入院期間が90日を超える場合は改めて申請が必要です。

下水道の正しい使用をお願いします

会津坂下町の下水道施設（公共下水道・農業集落排水施設）は、雑排水や汚水のみを処理できる施設となっています。

そのため、処理できない異物を流されてしまうと、**下水道管の閉塞や下水処理場の機械の故障、処理微生物の死滅**などが発生し、**処理水質の悪化や処理機能の停止**などが予想され、ご利用の皆さまにご不便をさせていただきます。

トイレには、トイレットペーパー以外の物は流さない

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと詰まりの原因になります。



残飯などのゴミを流さない

台所では、**野菜くずや残飯**を流さないでください。下水道管の詰まりの原因となります。



天ぷら油やサラダ油などの廃油や危険物は流さない

下水道管内で石鹼成分と油成分が化合して固まり、詰まりの原因になります。また、ガソリン、シンナー、石油、アルコール類などの揮発性の高い危険物を流すと爆発を起こす原因となったり、処理機能低下の原因となってしまいます。



除害施設（グリーストラップなど）設置者は適正に維持管理をしてください

除害施設（グリーストラップなど）設置者は、適正に清掃などの維持管理を行わないと油脂が下水道管に流れ込み、下水道管やポンプなどの詰まりや悪臭の原因となります。

※法律や条例に基づき立入調査などを実施し、適正に管理するよう指導する場合があります。

異物は絶対に流さない

下水処理場では、汚水の処理を開始してから想定できない異物の流入により、幾度も処理機能停止の危険にさらされています。

下の写真にある子どものおもちゃやスプレー缶のほか、**タオルやハンカチ・ゴム手袋・ヘアブラシ・生ゴミ・ビニール製品・プラスチック製品**が確認されています。

